

地震の時、家具が倒れてきませんか？

2007年の新潟県中越沖地震では、家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合が40.7%でした。近年発生した地震による負傷者のうち、3割～5割は家具転倒等が原因といわれております。地震発生時には固定していない家具類は大変危険です。

地震に備え、あなたの代わりに 市の指定業者が家具の固定を行います！

- 家具の固定器具の取り付けが自力では困難な世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを行います。
- 取り付け費用は5品まで無料、家具の固定器具の料金は自己負担
- 申請期限 令和8年2月27日まで

《対象者》

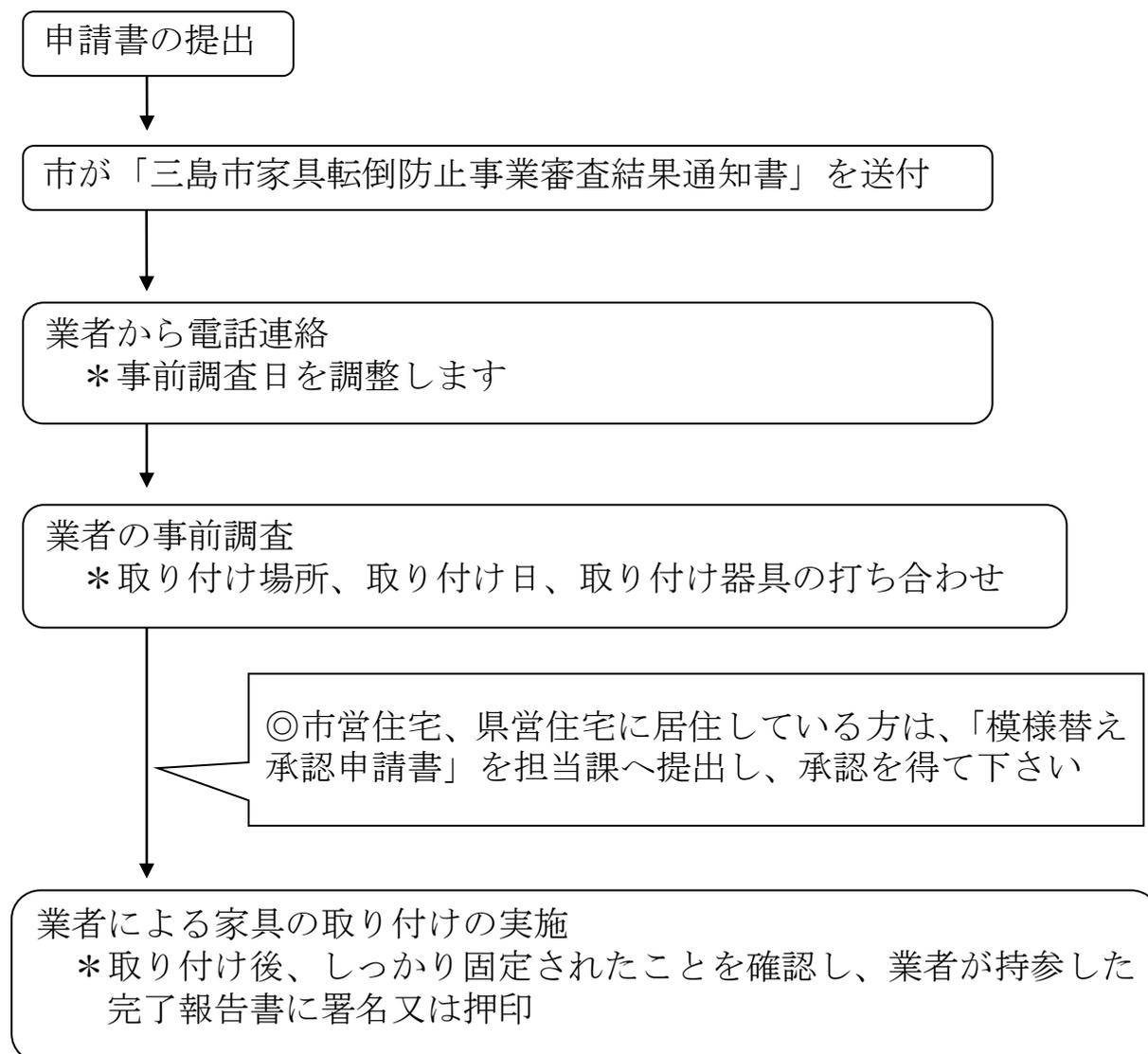
- 満65歳以上の者(年度内に満65歳に達する者を含む。)のみの世帯
- 満65歳以上の者及び満18歳未満の者(年度内に満18歳に達する者を含む。)のみで構成されている世帯
- 次のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯
(ア 肢体障害者 1,2級 イ 視覚障害者 1,2級 ウ 肢体、視覚のうち、2以上の複合により、総合的な等級 1,2級)
- 療育手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 介護保険法に基づく要介護者、要支援者(介護保険被保険者証に要介護、要支援の記載をうけていること。)を含む世帯
- 難病医療助成を受けている者を含む世帯
- ひとり親世帯のうち満18歳未満の者を扶養している世帯
- 上記の対象者を重複して構成されている世帯



※上記対象者であるか確認できる書類をご提出していただくことがあります。

申請から固定までの流れは、裏面をご覧ください。

《事業の流れ》



《注意事項》

- 賃貸住宅及び公営住宅等の場合は、事前に家主等と協議し、その承諾が必要となります。
- 本事業は家具転倒防止を完全に保証するものではありません。万一、本事業で固定された家具が転倒したこと等により被害又は損害が発生しても、市及び施工業者はその責任を負いかねます。